

平成30年度第1回

埼玉地方最低賃金審議会

平成30年7月3日(火)

公開

埼玉労働局労働基準部賃金室

平成30年度 第1回 埼玉地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 平成30年7月3日(火) 午前10時00分～午前10時43分
- 2 場 所 埼玉労働局 15階会議室
- 3 出席者 公益代表委員4名 労働者代表委員4名 使用者代表委員5名
- 4 議事録

角入賃金室長補佐 それでは初めに、本審議会の委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名、計13名の委員、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分2以上が出席されております。

なお、公益代表委員の重川委員、労働者代表委員の平尾委員におかれましては、ご都合よりご欠席というご連絡をあらかじめいただいておりますことをご報告いたします。

また、本審議会につきましては、埼玉地方最低賃金審議会会議公開要綱に基づき、公開の掲示を行い、5名の傍聴者がお見えであることもあわせてご報告させていただきます。

以上でございます。

林会長 ありがとうございます。ただいまの報告のとおり、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

それでは、平成30年度第1回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開とすることといたします。

続きまして、任期途中で新たに委員になられた方を事務局から紹介してください。また、事務局も変わられましたので、続けて紹介してください。

角入賃金室長補佐 前年度、2月27日の審議会以降、新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。労働者代表委員の菊地委員でございます。菊地委員におかれましては、前任の方との交代ということですので、任期につきましては、前委員の残り期間となっております。平成31年3月31日まででございます。任命通知をお席に置かせていただいておりますので、ご確認の上、お受け取りいただきたいと思います。

それでは、菊地委員、一言、どうぞお願いします。

菊地委員 皆さん、おはようございます。労側の委員をやらせていただきます菊地裕次と申します。出身と申しますか、担当は基幹労連埼玉県本部で事務局長をやらせていただいております。よろしく願いいたします。

角入賃金室長補佐 ありがとうございました。続きまして、事務局の労働基準部長もわかりましたので、ご紹介をさせていただきます。唄労働基準部長です。

唄労働基準部長 唄です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

林会長 ありがとうございました。続きまして、本審議会の議事録署名人をあらかじめ指名させていただきます。公益委員代表は私が、労働者委員側は芳賀委員、使用者委員側は根岸委員にお願いしたいと思います。

根岸委員 一点、議事録を公開されたんですよね。今までの議事録を開示請求に基づいて公開をされましたよね。その件について説明していただけますか？要は、何も知らないの、我々の、開示しないという議事録を含めて開示をしたという話を聞いているんですけど、そのへんについての経緯をまず説明してください。

林会長 それでは事務局、お願いします。

大鷲賃金室長 昨年度の2月の下旬に、埼玉労働局の総務のほうに、にいがた青年ユニオンから情報公開法に基づく行政文書の開示請求がございました。そういった開示請求がございまして、局内でどこまで開示できるかというような形で検討いたしまして、その結果につきましては、検討結果をにいがた青年ユニオンのほうにお知らせいたしました。それで開示をしたという形でございます。

それで、現在、にいがた青年ユニオンのほうから審査請求が上がっておりまして、今、本省のほうで、審査請求につきまして再度検討しているというような状況でございます。

根岸委員 確認ですけど、積極的な意見交換を妨げるということで、会長が、今回の議事録については非開示にするというときの議事録も公開しているんですよね。

大鷲賃金室長 はい。

根岸委員

それって何で事前に説明しないの？1ヶ月も2ヶ月も前にあったことを。おかしくないですか。我々、委員なんですよ。委員がお互いにいろんな議論をした議事録を、今年の段階では積極的な意見交換を妨げる恐れがあるので、議事録については開示しないということで会長のほうでご発言された上で議事録をとっているはずなんですよ。そこまで開示をしているわけでしょう。だから、何で説明がないんですか。

いや、開示するなという意味じゃないですよ。開示するんだったら全部開示しましょうよ。傍聴もフリーにして、全部開示すればいいじゃないですか。そんなことしなくたって、どこが審議会の、どこで審議会が終わるなんて、そんなことを考える必要はないじゃないですか。何でそういうのがあったときに委員に言わないんですか。だって、非開示にするっていうのを開示しているわけでしょう。開示している内容をどこまで開示しているかというのを議事録署名人にも何の説明もないでしょう。全てを開示しているのか、名前の部分をカットしているのか、それを見たいんですよ。

なぜかという、議事録署名人はお受けしますけど、全ての議事を議事録署名人が100%正しく理解しているわけじゃない、特に自分の発言を中心に理解をしている。であれば、署名人はお受けしますけど、全ての議事録を公労使の委員に一旦見ていただくというステップを必ず入れてください。そうでないと議事録署名人はいたしますけれども、そのへんの発言がご本人の意思のとおり、しっかり発言されているかどうかという確認がとれないわけですよ。だから、開示するのは、もうしちゃったんですから、構わないんですけど、何でそういう話というのが始まる時に説明が事前がないんですか。だって、法に基づく請求なんだから開示せざるを得ないわけですよ。

大鷲賃金室長

はい。

根岸委員

だったら、もう全部公開すりゃいいじゃない。全部公開すればいいですよ。後ろに傍聴人もいるんだから、公開すれば、そのほうが我々の審議内容がわかるわけですから、そうしたらいいじゃないですか。

大鷲賃金室長

情報の公開を求める内容につきましては、特定最低賃金の議事の部分を除くと、要するに地域最賃の審議の部分だけというようなことがございましたので、開示につきましては、地域最賃の審議の部分だけを開示という形で。

根岸委員

うん。だから、いいですよ。それだって、地域最賃の審議の部分だけだって、いろんな発言が交わされているわけでしょう。例えば、私の発言のどこが開示されているのか、あるいは名前を非開示にしてい

るのか、全くわからないですよ。我々、議事録署名人で議事録署名した立場ですよ。何の説明もないんですか、そもそも。だって、2ヶ月も前だったら、会長にあるいは会長代理の方にご説明をされるとかいうようなことははっきり仕切って、今回が今年度の第1回なんだから、例えば、議事録の開示の仕方とか、それをまず議論すべきじゃないんですか。全く理解できないです。勝手に事務局がやって、委員の人たちに何の情報も与えない。そんな運営がありますか。基準部長、何か説明してくださいよ。何でこんなことを黙ってるわけ？当然、議事録署名人の指名のときに、私は説明があると思ったら、説明もしないでスルーするの？あなたは。部長、何とか言ってよ。

唄労働基準部長 開示はいつあったんですか。

荒木労働局長 すいません、いずれにしましても、今、根岸委員からお話がありましたけれども、その件につきましては、事務局で整理させていただいて、今、どういう状況になっているか、そういうことをきっちり、事務局として整理させていただいて、ちょっと今、申し上げたように……。

根岸委員 いや、私は昨日電話もらったから怒ってるわけですよ。1ヶ月以上前に開示していて、なぜ委員の方にその連絡がないんですか、そもそも。だから、議論は、これから諮問等があるんで、一旦ここで打ちだめにしますけれども、終わったらもう一回させていただきます。

荒木労働局長 はい。今、根岸委員からご提案ございました件につきましては、事務局で整理させていただいて、また後ほど、会長含め皆様方にご説明させていただく機会を設けさせていただければと思います。

林会長 それでは、続けます。
今年度最初の審議会となりますので、局長より挨拶をいただきます。

荒木労働局長 皆様おはようございます。本日は大変暑い中、また、大変お忙しい中、第1回の埼玉地方最低賃金審議会のご参集、まことにありがとうございます。林会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、日ごろから労働行政、とりわけ賃金行政の推進につきまして、特段のご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、去る6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、「平成30年地域別最低賃金額改定の目安について、働き方改革実行計画に配慮した貴会の調査審議を求める」との諮問がなされており

ます。

昨年3月28日に政労使のトップの参加により、まず働き方改革実現会議において決定された事項及び本年6月15日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針では、「最低賃金については年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより全国加重平均が1,000円となること目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性の向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされたところです。

30年度においては、これらの生産性向上等支援事業の具体化ということで、従来からの機能を整理いたしまして、埼玉働き方改革推進支援センターを設置いたしまして、中小企業、小規模事業者に対する助言、提案などの相談支援を行っているところでございます。

本日は、この後、埼玉県最低賃金の改正決定について諮問させていただくこととしております。各委員の皆様におかれましては、今年度の最低賃金の引き上げに向けまして、精力的にご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

昨年度は、県最賃で26円の引き上げ、特定最賃で19円から20円の引き上げと、平成14年、それから15年に現在の時間額のみを表示となっておりますが、それ以来のもっとも高い引き上げ額でございました。

昨年のお審議におきまして、例年どおり、公労使、それぞれの委員の方々が自らのお立場のみならず、相手側のお立場にもご理解を示され、真摯かつ精力的なご審議の結果、全会一致ということで、ご決定いただきました。このことは埼玉が全国に誇れる伝統であるものと思っております。

先ほど、根岸委員のほうからご提案ございましたけれども、事務局としましては、このことにつきまして、また後ほどご説明させていただく機会をいただければと思っておりますが、事務局としまして、委員の皆様方をしっかりお支えして、審議がしっかりしたものになるように努めてまいりたいと思っております。

今年度におきましても、円滑な審議の進行について、公労使、各委員の皆様方のご尽力を重ねてお願い申し上げます。開催に当たってのご挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

林会長

ありがとうございます。

続いて、配付資料の確認を事務局からお願いします。

角入賃金室長補佐 配付資料の確認をさせていただきます。

- 1枚めくると資料のページがございます
- №. 1、第53期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿、1枚。
- №. 2、埼玉地方最低賃金審議会運営規程、2枚。
- №. 3、埼玉地方最低賃金審議会_____最低賃金専門部会運営規程(案)、2枚。
- №. 4、埼玉県主要経済指標、1枚。
- №. 5、平成30年春闘各機関別賃上げ集計状況(加重平均)、1枚。
- №. 6、埼玉県内における平成30年度の賃上げ状況、1枚。
- №. 7、生活保護基準額の経年変化、1枚。
- №. 8、埼玉労働市場ニュース(平成30年5月分)、8枚。
- №. 9、特定(産業別)最低賃金の改正及び新設に関わる意向表明、1枚。
- №. 10、平成30年6月26日付け中央最低賃金審議会諮問文、1枚。
- №. 11、働き方改革実行計画(抜粋)、2枚。
- №. 12、第50回中央最低賃金審議会資料(平成30年6月26日開催)(資料重複部分を除く)、11枚。
- №. 13、平成30年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1回)資料(重複部分を除く)。

以上です。

それから、平成30年度版最低賃金決定要覧ですけれども、多少お荷物になるものでもございますし、後日の審議会における審議の際にもご活用いただく場面があるかと思っておりますので、よろしければ事務局でお預かりさせていただきます。お帰りの際にお申しつけください。

資料関係は以上でございます。

林会長

ありがとうございます。

本日の審議は、(1)埼玉県最低賃金の改正決定について(諮問)、(2)埼玉県最低賃金専門部会の設置について、(3)埼玉県最低賃金参考人意見聴取について、(4)その他です。

議事1は、埼玉県最低賃金の改正決定に関する諮問についてです。それでは、お願いします。

角入賃金室長補佐

それでは、局長から会長に諮問文を手渡しさせていただきます。局長、お願いいたします。

(労働局長から会長に諮問文手交)
(事務局より各委員に諮問文(写)配付)

林会長

それでは、事務局から諮問文を読み上げていただき、諮問理由等の

説明をお願いします。

大鷲賃金室長 はい。

(諮問文朗読)

大鷲賃金室長 以上でございます。

林会長 続いて、諮問理由についての説明をお願いいたします。

大鷲賃金室長 はい。諮問理由について、ご説明いたします。

我が国の経済は、名目GDPと実質GDPがともに過去最大規模に拡大するとともに、埼玉県内の有効求人倍率は1.49倍となり、埼玉労働局では、「現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる。」と判断しております。

一方、昨年3月、内閣総理大臣を議長に産業界と労働界のトップが構成員となった働き方改革実現会議で、「働き方改革実行計画」が決定されました。

この中の課題としまして、政労使が一体となって働き方改革を進め、生産性の向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「経済の好循環をさらに確実にすることにより、総雇用者所得を増加させていく」とされております。

このような認識のもと、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ、引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされているところでございます。

このため、去る6月26日に行われた中央最低賃金審議会における目安諮問においては、その諮問文の中に「働き方改革実行計画に配慮した調査審議を求める」との文言が入っております。

したがって、目安を参考に審議する地方最低賃金審議会においても、働き方改革実行計画に配慮した審議をお願いすることとなりましたので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

林会長 質問等がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林会長

それでは、議事の2にまいります。

埼玉労働局長から埼玉県最低賃金の改正決定について、調査審議を求められましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置し、慎重に審議を進めてまいりたいと思います。

続きまして、埼玉県最低賃金専門部会の廃止についてですが、埼玉県最低賃金の改正決定について調査審議するための専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項に基づき、この専門部会の審議任務が終了したときは廃止することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林会長

はい。

角入賃金室長補佐

会長、よろしいですか。

林会長

はい、どうぞ。

角入賃金室長補佐

誠に申しわけございません。所用のため、局長はここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

荒木労働局長

どうぞよろしくお願いいたします。

林会長

それでは、次に専門部会の労使委員の推薦について事務局から説明してください。

大鷲賃金室長

では、ご説明いたします。

労働者側、使用者側の代表委員につきまして、ご説明いたします。

労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項により、任命に当たっては、関係者に対して相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないと定められております。

この規定に基づきまして、本日、候補者の推薦公示を行うことにいたします。推薦の締め切りは7月17日火曜日とさせていただきます。

説明は以上でございます。

林会長

よろしいでしょうか。

それでは、次、議事の3、参考人意見聴取についてまいります。

続きまして、埼玉県最低賃金改正についての参考人意見聴取についてです。

事務局から説明をお願いします。

大鷲賃金室長

ご説明いたします。着座にて失礼します。

最低賃金審議会は、最低賃金法第25条第5項により、最低賃金の改正決定について、都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものと定められています。そして、その意見聴取の手續に関しましては、最低賃金法施行規則第11条第1項により、最低賃金審議会が関係労使の意見を聴く旨、及び意見を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出すべき旨を公示することにより行うと定められております。

この規定に基づきまして、本日、関係労使の意見聴取の公示を行うこととします。

意見書提出の締め切り日は、7月17日火曜日とさせていただきます。

なお、平成25年以降は、公示の説明のみで参考人意見聴取は行われておりません。本年度は参考人の意見聴取をどのようにしたらよろしいかご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

林会長

ただいま事務局から説明がありましたが、公示による参考人意見聴取は法令で定められていることですので、これは当然行うことといたします。

意見聴取については、埼玉の慣行であります意見書の申し出をもって意見聴取したこととしてよろしいでしょうか。それとも、今後、審議会で必要と認めた場合は、意見聴取を行うこととしてよろしいでしょうか。その他、ご意見はございますでしょうか。

根岸委員

昨年と同様の方法で特段問題ないと思いますので、同じような方式で進めていただければと思います。

林会長

昨年は意見書の申し出のみだったということですね。

大鷲賃金室長

はい、そうです。

林会長

それでは、参考人意見書の申し出のみで、意見聴取については行わないこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林会長

では、そのようにします。

それでは、議事の4に入らせていただきます。議事の4はその他で

す。事務局から何かありますか。

大鷲賃金室長

事務局から配付資料についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

先ほど、資料の確認をさせていただきましたが、その資料につきましてご説明させていただきます。

まず、資料No. 1でございます。「第53期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿」をごらんください。昨年との相違は、労働者代表委員の天沼委員から菊地委員、中岡委員から保田委員への変更の部分でございます。

続きまして、資料No. 2でございます「埼玉地方最低賃金審議会運営規程」をごらんください。こちらは昨年と変わっておりません。

続きまして、資料No. 3でございます。「埼玉地方最低賃金審議会_____最低賃金専門部会運営規程（案）」をごらんください。専門部会につきましては、毎回決定、廃止されるものでございまして、それぞれの部会を設置した場合に規程を設けますので、そのひな形としてお示させていただいております。

続きまして、資料No. 4でございます。「埼玉県主要経済指標」をごらんいただきたいと思っております。表面の中段の一番左上の表でございますが、鉱工業生産・出荷・在庫指数の表でございます。そのうち鉱工業生産指数の埼玉県の欄を見ていただきますと、平成22年を100とした指数ですが、平成30年1月は88.6、2月は92.3、3月は92.8ということで上昇しているということでございます。

また、前年同期も見てみますと、平成29年1月は96.0、2月は93.3、3月は88.4、1月はプラスとなっておりますが、2月、3月とマイナスとなっております。

続きまして、その下の段の左側の家計調査でございます。このうち、勤労者世帯・可処分所得のさいたま市を見ますと、平成30年1月から3月までの前年比でございますが、1月はマイナス3.2、2月はマイナス10.8、3月はマイナス11.4となっております。

裏面に行きまして、裏面の中段の左から2番目の賃金指数でございますが、現金給与総額の表を見ていただきたいと思っております。こちらは埼玉県の調査結果から出されたものでありますが、埼玉県の平成29年1月から2月までの前年比を見ますと、1月がプラス3.0となっております。2月はプラス3.8となっております。

続きまして、資料No. 5でございます。「平成30年春闘各機関別賃上げ集計状況（加重平均）」でございます。

まず、連合で調査したものを見ていただきたいと思っております。こちらは中間集計の数値でございます。

平成30年の欄を見ていただきますと、6月11日に公表しました

数値でございますが、全体の平均賃上げ率が2.08%で、昨年同時期と比較しますと0.1ポイントの増加、平均賃上げ額は5,989円で、昨年同時期と比較しますと256円の増加となっております。そのうち、300人未満の企業におきましては、こちらも同じく6月11日公表でございますが、平均賃上げ額が1.99%、昨年同時期と比較しますと0.12ポイントの増加、平均賃上げ額が4,873円、昨年同時期と比較しますと、345円の増加という結果となっております。

その下の欄の経団連で実施しました調査によりますと、平成30年の欄を見ていただきますと、500人以上の企業におきましては、4月25日公表で、平均賃上げ率が2.54%、昨年同企業と比較しますと、0.36ポイントの増加、平均賃上げ額が8,621円で、昨年同企業と比較しますと、1,466円の増加となっております。また、500人未満の企業では、これまで6月15日公表の集計であります。平均賃上げ率が1.91%で、昨年6月16日と比較しますと、0.07ポイントの増加、平均賃上げ額が4,805円で、昨年同時期と比較しますと、110円の増加となっております。

続きまして、資料No.6をごらんいただきたいと思います。こちらは、「埼玉県内における平成30年度の賃上げ状況」でございます。こちらは公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団が今年4月中旬に実施しました調査の結果でございます。

このうち、2の正社員の賃上げの実施状況を見ますと、何らかの賃上げを実施すると回答した企業の割合、「(上記3つの合計)賃上げを実施する」の欄でございますが、平成30年度、全産業におきまして、71.5%、前年と比較しますと1.3ポイントの増加となっております。具体的な賃上げの方法としまして、最も多かったのは、定昇のみ実施するで、全産業におきまして、前回回答事業場の42.1%という結果で、前年と比較しますと3.5ポイントの減少となっております。

次に多かったのは、定昇、ベースアップとも実施するで、これが全産業で24.6%という結果で、前年と比較しますと6.6ポイントの増加となっております。

その下の3、賃上げ率・賃上げ額でございますが、こちらは単純平均となっておりますけれども、平成30年度の全産業を見ますと、賃上げ率は1.9%、賃上げ額は4,909円という結果になっております。この数値は、前年と比較しますといずれも減少しているという状況でございます。

1枚めくっていただきまして、裏面でございますが、5の非正社員の賃上げの状況でございます。

何らかの賃上げを実施すると回答した企業割合、「(上記3つの合計賃上げを実施する)」の欄でございますが、平成30年の全産業におきまして、32.5%、前年と比較いたしますと4.9ポイントの増加と

いう結果になっております。賃上げの方法で見ますと一番多かったのは、定昇のみ実施するで、これが全産業で全体の18.1%で、前年と比較しますと2.1ポイントの減少、次に多かったのが、定昇、ベースアップとも実施するで、これが全産業で9.3%、前年と比較しますと6.5ポイントの増加、続いて、ベースアップのみ実施するで、これが全産業で全体の5.1%で、前年と比較しますと0.5ポイントの増加という結果になっております。

続きまして、資料No. 7をごらんいただきたいと思います。資料No. 7は「生活保護基準額の経年変化」でございます。表の構成を申し上げますと、左側に級地と書いてありまして、生活保護の区分である1級地-1から、3級地-2までそれぞれの区分ごとに、平成28年度から、平成30年度までの生活扶助の金額を記載しております。

平成25年度に生活保護基準の見直しが行われまして、平成25年8月から平成27年までの3年程度をかけまして、段階的に生活扶助基準額の改定が実施されております。改定されました生活扶助金額が平成28年度、平成29年度、平成30年度という欄に書かれてございます。

生活扶助金額は、第1類費、第2類費以外に、冬季加算、期末一時扶助、住宅扶助の基準額等も記載しておりますので、参考にさせていただければと思います。

続きまして、No. 8でございます。No. 8は「埼玉労働市場ニュース（平成30年5月分）」でございます。1枚めくっていただいて、左下にP-2と書いております。労働情勢の現状の表をごらんください。

一番左側に埼玉県の求人倍率の推移が載っております。有効求人倍率の平成25年から平成29年までの数値を見ますと、平成25年は0.62、26年は0.74、27年は0.85、28年は1.04、29年は1.23と上昇しております。

それから、平成30年1月以降の有効求人倍率でございますが、こちらは季節調整値ということですが、1月が1.31、2月が1.28、3月が1.27、4月が1.29、5月が1.31と推移しております。また、1ページ目に戻っていただきたいのですが、埼玉労働局の判断としましては、「現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる」と判断をしております。

続いて、資料No. 9でございます。今年、3月9日に日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長、近藤嘉氏から埼玉労働局長荒木祥一に提出された「特定（産業別）最低賃金の改正および新設に関わる意向表明」でございます。特定（産業別）最低賃金改正の件名が、（1）が非鉄金属製造業、（2）が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、（3）としまして、輸送用機

械器具製造業、(4)としまして、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部品製造業、(5)自動車小売業、特定(産業別)最低賃金新設の件名が、(1)百貨店、総合スーパーとなっております。

続きまして、資料No. 10をごらんください。資料No. 10は「平成30年6月26日付け中央最低賃金審議会諮問文(写)」でございます。

続きまして、資料No. 11をごらんください。資料No. 11は「働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)」で、関係した部分を抜粋したものでございます。こちらの3ページ目でございますが、「最低賃金については年率3%を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく、これにより全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上のための支援や取引条件の改善を図る。」となっております。

続きまして、資料No. 12でございます。資料No. 12は、第50回中央最低賃金審議会の資料でございます。経済財政運営と改革の基本方針2018の5ページ、未来投資戦略2018の5ページ目に最低賃金関係が載っておりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、資料No. 13でございます。資料No. 13は、「第1回目安に関する小委員会配付資料」でございます。統計資料がほとんどでございますが、こちらのほうをご確認いただければと思います。資料の説明は以上でございます。

林会長

ありがとうございます。

それでは、今、事務局から説明のあった資料についてご質問はありますでしょうか。なお、特定(産業別)最低賃金の改正及び新設にかかわる意向表明につきましては、次回の審議会で特定最賃に係る申し出の審議予定となっておりますので、そのときをお願いいたします。

それでは、何かございますでしょうか。

根岸委員

一点だけ。

林会長

はい、根岸委員。

根岸委員

資料No. 4の資料ですけれども、家計調査、さいたま市のところの消費指数、この1、2、3というのが極めて高く出ていますよね。前年に対して。16とか17%伸びているというのは、例えば、右の勤労者世帯を見ると、可処分所得は減っているわけですよ。全世帯より勤労者世帯のほうが収入も多く、通常は支出も多くなるというよう

なあれなんですけれども、これはあれですか、特殊要因というのはわからないんですか。標本がかわったとか、家計簿をつけているわけですから、その対象が大きく変わったとか、そういうことになるんですか。

今の消費環境下で、さいたま市のところが9.7、17.2、16.4と極めて高い伸びをしている。ここの要因というのは、何か確認はされていますか。多分わからないと思うんだけど。家計簿を書いている人が変わっちゃうと変わっちゃうんですね。そもそも世帯数も全国で8,000世帯ぐらいだから、家計調査はそんなに多くないんですね。だから標本の対象者が変わると異常値が出てくるので、特にこのへんについては確認はとってないですね。

大鷲賃金室長 お答えいたします。すみません、確認のほうはとっておりません。

根岸委員 わかりました。結構です。

林会長 ほかにはいかがでしょうか。
ないようでしたら、これで第1回埼玉地方最低賃金審議会を閉会とします。本日はどうもありがとうございました。

角入賃金室長補佐 以上をもちまして、平成30年度第1回埼玉地方最低賃金審議会を閉会といたします。

【署名】

公益委員

労働者側委員

使用者側委員